

## 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請時確認書

## 誓約事項

- 1 次の求職活動の要件を満たすこと。
  - ①月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること。
  - ②月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受けること。
  - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行うこと又は求人先の面接を受けること。  
※生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、この限りでない。
- 2 申請者又は申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが生活保護費又は職業訓練受講給付金を受けていないこと。
- 3 申請者等が他の自治体から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けていないこと。
- 4 申請者等が暴力団員でないこと。また、受給期間中においても暴力団員にならないこと。
- 5 偽りその他不正の手段により新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたときは、不当利得として返還すること。

## 同意事項

- 1 次のいずれかに該当した場合、支給が中止されること。
  - ① 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者（以下「受給者」という。）が偽りその他不正の手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合
  - ② 受給者の常用就職に伴い得られた収入が、収入基準を超える場合
  - ③ 受給者が所要の求職活動を行わない場合
  - ④ 受給者が生活保護費を受給した場合
  - ⑤ 受給者が職業訓練受講給付金を受給した場合
  - ⑥ 受給者又は受給者と同一の世帯に属する者（以下「受給者等」という。）が他の自治体から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受給した場合
  - ⑦ 申請内容に偽りがあった場合
  - ⑧ 受給者等が暴力団員と判明した場合
  - ⑨ 受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合
- 2 支給要件の確認に必要な範囲で、申請者等の住民登録資料、暴力団との関係の有無、資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況等につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関又は銀行その他の機関、関係者（以下「関係機関」という。）に照会すること。  
また、関係機関が報告することについて、申請者等が同意している旨を関係機関に伝えること。
- 3 生活支援や適正な公的給付等の実施に必要な範囲で、受給者等の情報について、関係機関に提供すること。

年 月 日
西 脇 市 長 様
上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。
申請者 住所 氏名

## 確認事項（次に該当する場合はチェックを入れること。）

- 仕事以外の生活上の困りごとについて支援の希望がある。
- 生活保護の相談の希望がある。

申請時の添付書類

- 1 【申請書（様式第1号）の申立事項⑥の1、2に該当する方】
- ① 再貸付の借用書（控）の写し（再貸付の貸付決定通知書の写しでも可）
  - ② 再貸付の振込状況が分かる通帳（※1）の写し
  - ③ ①が用意できない場合（※2）は、第3条第1号に該当することを証する書類（以下「申告書」という。）
- 【申請書（様式第1号）の申立事項⑥の3に該当する方】
- ① 再貸付の不決定通知の写し
  - ② ①が用意できない場合（※2）は、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況が分かる通帳（※1）の写し及び申告書
- 【申請書（様式第1号）の申立事項⑥の4に該当する方】
- ① 申告書
  - ② 緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況が分かる通帳（※1）の写し
- 2 収入関係書類
- 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日が属する月の収入が確認できる書類の写し
- 3 金融資産関係書類
- 申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者が申請日において有している金融機関の口座の通帳等（※1）の写し
- 4 求職活動関係書類（①と②はいずれか一方の提出で可）
- ① 公共職業安定所から交付を受けた求職受付票（ハローワークカード）の写し
  - ② 生活保護を申請中である場合は、申請書の写し（実施機関の受領印があるもの）
- 5 振込先口座（※1）が分かる書類
- 通帳の該当部分の写し等
- ※1 電子的にのみ管理している場合（いわゆるweb通帳の場合）はその画面の写しで可
- ※2 社会福祉協議会から発行された書類が用意できない場合には、社会福祉協議会に対し、書類の再交付を受けること等は不要であること。